

山梨県公報

号外第三十三号
令和六年
十月十一日
金曜日

規則

○山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十月十一日

山梨県知事 長崎幸太郎

山梨県規則第四十号

山梨県災害救助法施行細則(昭和三十五年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表の第一の二の(2)中「仮小屋を設置すること、天幕を設営すること」を「移動

可能な施設、車両等を設置すること」に改め、同表の第一の二の(3)中「三百四十

円」を「三百五十円」に改め、同表の第一の二の(2)中「六百七十七万五千円」

を「六百八十八万三千円」に改め、同表の第一の二の(3)中「千二百三十円」を「千

三百三十円」に改め、同表の第一の二の(2)中「一九、二〇〇円」を「一九、八

〇〇円」に、「二四、六〇〇円」を「二五、四〇〇円」に、「三六、五〇〇円」を「三

七、七〇〇円」に、「四三、六〇〇円」を「四五、〇〇〇円」に、「五五、二〇〇円」

を「五七、〇〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、三〇〇円」に、「三一、八〇〇

円」を「三一、八〇〇円」に、「四一、一〇〇円」を「四二、四〇〇円」に、「五七、

二〇〇円」を「五九、〇〇〇円」に、「六六、九〇〇円」を「六九、〇〇〇円」に、

「八四、三〇〇円」を「八七、〇〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一二、〇〇〇

円」に改め、同表の第一の二の(2)の表中「六、三〇〇円」を「六、五〇〇円」に、

「八、四〇〇円」を「八、七〇〇円」に、「一二、六〇〇円」を「二三、〇〇〇円」に、

「一五、四〇〇円」を「一五、九〇〇円」に、「二九、四〇〇円」を「二〇、〇〇〇

円」に、「二、七〇〇円」を「一、八〇〇円」に、「一〇、一〇〇円」を「一〇、四

〇〇円」に、「一三、一〇〇円」を「一三、六〇〇円」に、「一八、八〇〇円」を「一九、四〇〇円」に、「一二、三〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「二八、一〇〇円」を「二九、〇〇〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に改め、同表の第一の二の(2)の(1)中「六〇の(2)中「五万円」を「五万五千円」に改め、同表の第一の六の二の(2)の(1)中「七十万六千円」を「七十一万七千円」に改め、同表の第一の六の二の(2)の(1)中「三十四万八千円」を「三十二万六千円」に改め、同表の第一の八の二の(2)の(1)中「四千八百円」を「五千二百円」に改め、同表の第一の八の二の(2)の(1)中「五百百円」を「五千五百円」に改め、同表の第一の八の二の(2)の(1)中「五千六百円」を「六千円」に改め、同表の第一の九の二の(2)中「二十一万九千円」を「二十二万六千円」に、「十七万五千二百円」を「十八万八百円」に改め、同表の第一の十一の四の二の(1)中「三千五百円」を「三千六百円」に改め、同表の第一の十一の四の二の(2)中「五千五百円」を「五千七百円」に改め、同表の第一の十二の二の(2)中「十三万八千七百円」を「十四万円」に改め、同表の第二の(1)中「二万五千三百円」を「二万五千七百円」に改め、同表の第二の(1)の二の(2)中「一万六千八百円」を「二万七千八百円」に改め、同表の第二の(1)の二の(3)中「一万五千六百円」を「一万六千二百円」に改め、同表の第二の(1)の二の(4)中「一万四千六百円」を「一万四千七百円」に改め、同表の第二の(1)の二の(5)中「一万六千五百円」を「一万七千五百円」に改め、同表の第二の(1)の二の(6)中「二万七千七百円」を「二万八千九百円」に改め、同表の第一の二の(7)中「二万八千二百円」を「二万九千五百円」に改め、同表の第二の(1)の二の(8)中「二万六千七百円」を「二万七千九百円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県公報号外 第三十三号

令和六年十月十一日

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番